

富田林市地域防災計画（改訂版 素案）に対するパブリックコメントの結果について

- 意見等の募集期間：令和元年6月3日（月）～6月28日（金）
- パブリックコメントの結果：意見者数 1人：意見数 5件

このたび、お寄せいただいたご意見と本市の考え方をまとめました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

項目番号	寄せられたご意見	市の考え方等
1	<p>【全般について】</p> <p>他の市町村と比較してページ数が非常に多く、公開や周知に用いる文書として読み手への配慮を欠いている。重複した文章が多々あったり、不要な図表が散在していたり、取捨選択によりページ数を圧縮できないか。例えば、[総-8]ページの図は、凡例の文字が判読できない低解像度であれば掲載する必要はない。[総-9]の台風経路図にどのような意味や意図があって載せているのか理解できない。</p> <p>また、主に前回から改定された文章は、改定されていない箇所と比較して句読点が少なく読みづらい。さらに、下記のような軽微なミスが多く見られ、素案であっても粗雑である。推敲いただきたい。</p> <p>予-73 中ほど：OFIX が半角英字、フォントが Times</p> <p>予-88 市では津波被害を想定していないのに、耐浪化を推進する意味はない</p> <p>予-93 都市公園の整備：ガイドラインは大幅に改訂されている。建設省のままでは古すぎる</p> <p>予-102 1行目、9行目：二次建設部材ではなく、用語としては「二次部材」が一般的</p> <p>予-110 下から8行目：利用する施設※ 記号の参照先がない</p> <p>応-147 図の上部、中ほど：八尾土木事務所へ矢印が繋がっていない。ボックスの幅が不統一</p> <p>応-150 市民への周知 1行目：「ウェブ」サイト → ウェブサイト</p> <p>応-157 情報伝達系統 の図：「ウェブ」サイト</p>	<p>ページ数の多さや句読点の少なさは、ご意見として今後の改訂の際に、あらためて検討します。</p> <p>総-8 ページの図は凡例部分を大きく表記するよう修正します。</p> <p>総-9 ページの図は過去に紀伊半島付近に大雨をもたらした台風の事例を掲載しており、文字だけでは理解しにくいという判断で経路図を掲載しています。</p> <p>予-73 は書式統一します。</p> <p>予-88 は耐浪化を削除します。</p> <p>予-93 は「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」（国土交通省国土技術政策総合研究所）へ修正します。</p> <p>予-102 は上位計画である「大阪府地域防災計画」や「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」では2次構造部材と記載があるので、「2次構造部材」へ修正します。</p> <p>予-110 は※を下から5行目に追加します。</p> <p>応-147 は図を修正します。</p> <p>応-150、応-157 は「ウェブサイト」に修正します。</p>
2	<p>【総-6 ページの生駒断層による避難所生活者数について】</p> <p>死者数から避難所生活者数を算出しているが、その根拠が非論理的である。住家等が被害により生活できない人などが避難所で生活するため、建物被害棟数から算出したほうが妥当である。この想定が直下型地震の最大想定となっていることから、精緻な計算方法にできないか。</p>	<p>ご意見として今後の改訂の際に、あらためて検討します。</p>
3	<p>【予-32 ページの図上訓練の実施について】</p> <p>職員に対しては各種図上訓練を実施するが、市民には HUG のみ挙げられている。このページ以外でも固有名詞である HUG の記述が多々見られるが、特定の NPO が販売している商標を特筆して記述すべきか疑問である。また、市民には HUG 以外の図上訓練が不要とも読めることから、職員と同じ文面に訂正することが望ましい。</p>	<p>予-33 ページの3市民に対する広報及び防災知識の普及(1)アについて、「各種講習会、出前講座、図上訓練(DIG、HUG、クロスロード等)の開催」に修正します。</p>
4	<p>【予-34 ページの事業所等における自主防災活動について】</p> <p>(10) マイカーによる出勤、帰宅等の自粛とあるが、「災害時において」マイカーによる出勤、帰宅等の自粛「の周知徹底」と追記すべきではないか。事業所によっては車でしか通勤できない場合も考えられ、平常時まで自粛を強いることは過大である。</p>	<p>予-34 ページの6事業所等における自主防災活動・防災教育(10)を「災害時におけるマイカーによる出勤、帰宅等の自粛の周知徹底」に修正します。</p>
5	<p>【予-69 ページの避難行動要支援者名簿について】</p> <p>1. 対象者の範囲に「妊産婦」があるが、「乳幼児」を追加できないか。</p> <p>2. (3)ウにて、「本人の同意確認」を行うとしているが、対象者の都合によっては自ら意思表示をできない人も含まれている。「本人又は家族の同意確認」と範囲を広げられないか。</p> <p>3. 避難行動支援者への名簿提供について、妊産婦は短い期間で状況が変化するため、年1回程度の更新では把握できない可能性が高い。そのため、支援者へ提供する名簿には掲載せず、災害時に直接市から提供できないか。</p>	<p>1. について、「乳幼児」は「産婦」と行動を共にしている場合が多く、あえて個々で申し出いただく必要はないと考えています。</p> <p>2. について、既に未成年や本人が署名できない場合には代理人の同意確認によって受付しておりますので、「本人又は代理人」に修正します。</p> <p>3. について、市は妊娠届を提出されている人の情報把握をしていますが、個人情報保護の観点から他の目的で利用することはできません。よって妊産婦が要支援者名簿への登録を希望される場合には、申し出が必要となります。</p> <p>年1回程度の更新では把握できない可能性が高いというご意見については、妊産婦からの登録申し出があった場合は、いつまで支援を要するかを市から支援者に直接お伝えしています。</p>